

同意書

えびの市長 様

児童扶養手当受給額決定のため、市が年金事務所等へ調査を行うこと及び物価スライド等により毎年改正が行われる際に、職権に基づいて手当額が改定されることについて同意します。

なお、物価スライド等により毎年改正で年金額が変わる場合以外（障害年金の等級が変わり受給額が変わった、65歳になり年金額が増えた等）は、年金の変更事由発生時から14日以内に届出が必要なこと及び届出がない場合は過払い金が発生し、返還の義務が生じることについて説明を受けました。

令和 年 月 日

住 所

基礎年金番号(10桁)

氏 名

児童が公的年金を受給している場合
児童が子の加算対象の場合

氏 名